

駐車場用の泡消火設備調査のお願い

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より消防用設備等の設置維持管理に特段の理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご存じの方も多くいらっしゃると思いますが、PFOSやPFOAと呼ばれる有機フッ素化合物が「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）」において規制対象となり、一部の泡消火薬剤が同法律の技術基準の対象になっています。

関連省庁からの文書に記載されている通り、現在駐車場に設置されている泡消火設備において、どのような泡消火薬剤が設置・使用されているか、その量の調査を行うことになりました。

今回調査対象となっているのは、従前から調査対象になっている「PFOS又はその塩」に加え「PFOA又はその塩」及び「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」が化審法の規制対象となったことに伴い化審法の技術基準の対象となる泡消火薬剤ですが、今後も化学物質の規制強化が続きその都度調査依頼が発生する可能性が高いことを鑑み、日本消火装置工業会では特定の泡消火薬剤に対する調査ではなく、全ての泡消火薬剤について調査をお願いすることにしました。

つきましては、添付の「日消装発第R05-23号（在庫量調査方法詳細）」、「日消装発第R05-24号（泡消火薬剤管理台帳）」及び当工業会ホームページ掲載の「日消装発第R05-27号（泡消火薬剤の扱いに関する資料（型式番号順一覧表）（第五報））（以下「薬剤リスト」という。）」、「日消装発第R05-28号（泡消火薬剤の扱いに関する資料（メーカー別一覧表）（第五報））（以下同じく「薬剤リスト」という。）」を参照して頂き、調査および報告のご協力をお願い致します。

敬具

記

1. 対象製品について

駐車場に設置されている泡消火設備で使用されている全ての泡消火薬剤です。

（特にPFOS対象、PFOA対象、PFHxS対象の製品を優先して調査をお願いします。）

なお、日本消火装置工業会のホームページで「薬剤リスト」を掲載しています。「薬剤リスト」には各泡消火薬剤の「型式番号」「商品名」「有機フッ素化合物の有無」「化審法の対象・対象外」「水質汚濁防止法の対象・対象外」「廃棄処理方法」等の情報が掲載されています。

2. 点検事業者様へのお願い

皆様が点検している駐車場用の泡消火設備に使用されている泡消火薬剤について、お客様同意の上、添付の「日消装発第R05-23号（在庫量調査方法詳細）」にしたがった調査にご協力いただきます様よろしくお願い申し上げます。

- ① 「PFOS又はその塩」、「PFOA又はその塩」、「PFHxS若しくはその異性体又はこれらの塩」が化審法規制対象になったことにより規制される泡消火薬剤は2024年5月末まで
- ② 上記以外の泡消火薬剤は随時（令和6年6月1日以降も泡消火薬剤の種類を問わず報告を受け付けますので調査継続をお願いします）

3. 情報の取扱いについて

本調査で知り得た情報は、以下記載の利用目的の達成に必要な範囲内で適正に取扱います。

<利用目的>

- ① 泡消火薬剤の設置位置、設置量の把握
- ② 関係政府機関への情報提供

4. 報告先

(一社) 日本消火装置工業会 TEL:03-5404-2181 (代表)

5. 報告方法

FAX (03-5404-7371) による報告をお願いします。(原則：FAX のみです)

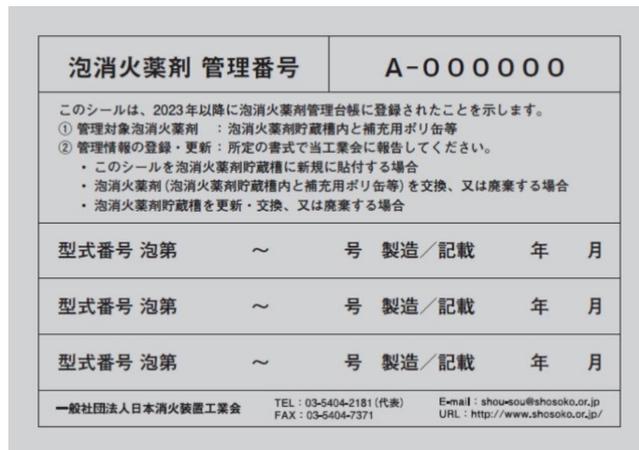
6. 問い合わせ方法

電話 (03-5404-2181) またはメール (shou-sou@shosoko.or.jp) による問い合わせをお願いします。

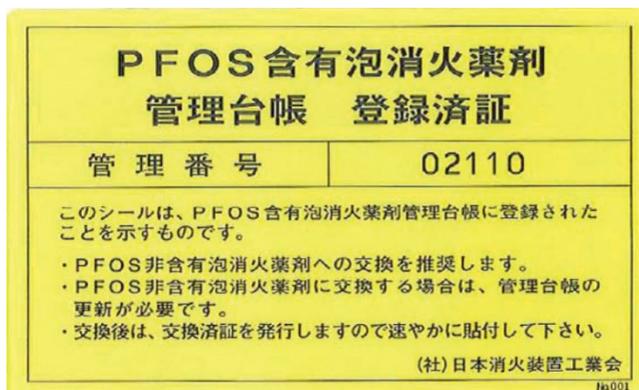
7. 報告事項

- ① 泡消火薬剤管理番号シールに記載されている管理番号
- ② 都道府県
- ③ 現在貯蔵されている泡消火薬剤の型式番号
- ④ 設置量 (予備として置いてあるポリ缶等の量も併せて報告願います)
- ⑤ P F O S 含有泡消火薬剤 管理台帳登録済証の管理番号 (貼付されている場合)
- ⑥ ⑤の登録済証 (黄色) が貼付されておらず、調査する際に泡消火薬剤の交換を行う場合は、交換前及び交換後の泡消火薬剤それぞれの③及び④の各項目

8. 管理番号の例



泡消火薬剤管理番号シール (例) (灰色地に黒文字)



P F O S 含有泡消火薬剤 管理台帳登録済証 (例) (黄色地に黒文字)